

## 令和5年度第2回自立支援協議会議事録

日 時：令和6年2月14日（水）

13：30～16：00

場 所：福島県庁 本庁舎5階正庁

出席者：委員7名、専門部会長(副部会長)5名、  
オブザーバー4名、事務局13名

### 〈 次 第 〉

#### 1 開 会

#### 2 挨拶（福島県保健福祉部障がい福祉課長）

#### 3 議 題

(1) 第7期福島県障がい福祉計画・第3期福島県障がい児福祉計画(素案)について

(2) 福島県自立支援協議会各部会及び各圏域活動状況報告について

(3) 協議事項について

#### 4 閉 会

---

### 〈 議 事 〉

(1) 「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（素案）について」

#### 【主な意見等】

○県として、地域移行を目指すのはいいが、地域移行の人数に対して福祉サービス量が少ない。どの障がい区分の人を移行させるかでも違って来るが少ないと感じる。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

・サービス量について、市町村に対する見込み量調査の合計値となっている。

次の計画策定時には、市町村に対しても地域移行の状況も踏まえ、重度の方に対するサービスについてもきちんと見込むよう伝えていきたい。

○ピアサポーター研修が障がい福祉計画に入っていない。今後県としてどのようにピアサポーターを養成していこうとしているのか。計画に数値目標を入れることが必要ではなか。

○特別支援学校の希望者が増えているが、そこをどう解釈するのか。出口での要望は、福祉的な就労のようなところに入ってくるので、入口のところ、インクルーシブ教育であれば普通の教育で前向きな考察ができるような書き方にして欲しい。

○インクルーシブ教育システムについて、我が国は現在、多様な学びの場の整理で対応している。例えば、学校の種別が違ってても、共同学習で勉強していることを書き加えると良いのではないか。

○情報提供だが、今年の5月に行われたG7プラスEUの代表が、障がいのある子もない子

も可能な限り共に学ぶ環境整備と、教育的ニーズに応じた支援学校、支援学級等の整備を同時に進める重要性について認識するとの宣言があった。文科省からは、我が国においては、共に学ぶインクルーシブシステムを進めると同時に現在行っている多様な学びの場の整備を二つ同時に進めていくとの話があった。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

・特別支援学校の希望者が増えているところの記載方法については、検討させていただく。

○サービス確保のための方策として、市町村では、事業所の実態を確認する機会がないため、異業種の集団指導や実地指導時には、市町村にも声を掛けてもらいたい。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

・障がい福祉サービス事業所の実地指導について、市町村担当者に現場を知っていただくということは良いことだと思うので、担当課に要望伝える。

○災害時の支援、避難行動要支援者と個別避難計画策定について、計画の中には、個別避難計画の早期策定支援、福祉避難所開設、運営訓練の支援など市町村に対する支援も明記されているが、具体的にどのような支援をしてもらえるのか。

⇒【事務局（障がい福祉課）】

・福祉避難所の件は、災害担当課に確認する。

## （２）専門部会及び各圏域活動報告について

### 【地域生活支援部会への意見等】

○圏域のまとめがあり、圏域から共通の課題が出され、また部会から課題が出されている。

この課題に向けて、どのようにやっていくのか、ビジョンがあった方がよい。

○各部会とも年に２回程の開催の中で、今回の活動報告の中にも沢山の課題が挙げられていた。課題をどう解決していくのかが、部会の大きな役割。優先事項を決めて、具体的に次年度は何をやるのかを本来はこの協議会で提案していただけると年度当初から動けるのではないか。

○地域生活支援部会の地域移行に関する施設訪問では、ピアサポーターを活用するなど、ロールモデルと一緒にいくと入所者も地域移行の想像ができやすくなる。

まず本人がどうしたいのか、本人に支援の状況を判ってもらわないと地域移行は進まない。

○モデル地区をつくりそこに精力を注いで、効果を出す方がいいのではないか。

### 【人材育成部会への意見等】

○人材育成部会は、ピアサポーター研修が今年度からできたので、ビジョンに入れて欲しい。

○人材育成部会の報告で、主任相談支援専門員について、報酬改定で主任相談員の加算が差別化される。報酬自体が低こともあり、なり手もない中でどのように検討していけばいい

のか、継続して検討していかないといけない。

⇒【人材育成部会長】

・私も主任のランクができるのは良いとは思っていない。部会に持ち帰って、どのように主任相談支援専門員を活用していくのか、相談支援事業所も少ないなかでどう確保していくのか、部会で検討し来年度の検討事項としていく。来年度中に結論を出し、人材育成ビジョンに反映させていく。

【子ども部会への意見等】

○強度行動障がいの方に関しては、子どものうちからしっかり対応していく必要がある。

○福祉と教育の連携について、重なるところがあっても、それぞれに役割がある。

学校では、教育の内容をどうするのかというのが命題。個別ニーズを把握して整理する。

どのような話し合いの場であっても、今あるツールを活用することが大切。新たな取り組みは年2回の部会で何とかするのは難しい。今、実際にそれぞれがやっていること、重なる部分があるので上手く使っていくのがいいと思う。

○強度行動障害については、福祉ではどういう人を充てるか、どういう体制で見ていくかということが中心になるが、学校の場合は、どう落ち着かせるかという手立ての話になる。

そこを話合っていくといいと思う。

⇒【子ども部会長】

・学校でも外と連携するというのは、こちらが考えているよりも大変なことだと思う。

各地域での取組は別として、例えば年に1回でも県と教育委員会が連名で協力しながらやっていくというような文書を出せたら、校長先生の考え方だったり、学校の関わりも違ってくるのではないかな。

【差別解消部会への意見等】

○差別解消部会は、チラシを市町村に配付してもなかなか広がっていかないなので、例えば施設に差別の調査に行く、ターゲットを絞り相談窓口があることを紹介するなどしてはどうか。パンフレットがくるだけでは、そこに相談したいとは思わない。相談してもただ聞いて終わる。相談支援事業所でも、これは差別ではないかと思うこともあると思うが、県の窓口を使わないのは、何かがあるということではないか。

○4月から合理的配慮が義務化される。これまでは、自立支援協議会の中でも、今後どうしていくかを考えてきた。差別解消部会からも事業所向けの研修や事業所からの相談対応を市町村でもやらないといけないことになっている。一つの市町村だけでは取組が弱いので、是非県の支援と自立支援協議会の知恵も借りながら協力して取り組んでいきたいと思う。

○その他の意見（人材育成部会長）

○部会長という立場から、部会は年に2回程しかできていない。地域から県の課題として部

会に挙がってきたものそれら全て県の部会がやらなければならないか。県の部会ではなく、地域で検討した方がよいものは、部会のメンバーから各圏域に持ち帰ってもらえるといいのではないか。例えば、これまでファシリテーター養成は県でやってきたが、各圏域で実施することで、早くから人材育成ができる。地域に戻すものは戻すというやり方で年2回の部会を活用しようと考えている。

○基幹相談支援センターの職員としての立場から、現在、基幹相談支援センターは14箇所あり、設置されていないのは南会津郡と会津地方の一部だけとなった。基幹相談支援センターは、各地域の自立支援協議会の中核的な立場で、地域課題を地域で解決する役割にある。そのため、基幹相談支援センター連携会議で、各地域の課題を一度検討してから県にあげた方がよいのではということになり、自立支援協議会の前段の運営委員会及び自立支援協議会に基幹相談支援センターの代表を入れていただきたい。

⇒【自立支援協議会長】

- ・現場で動いている状況が、さらにあがってくるという仕組みにしたいとの提案である。委員について、事務局で前向きに検討いただきたい。

### (3) - 1 協議事項

#### ①医療的ケア児の支援体制について

##### 【主な意見等】

○短期入所がいきなりできるわけではない。その前に出来ること今始められることから、まずはその子のことを知る関係者を増やして、手技ができる看護師を増やしていくことから始めてみてもいいのではないか。

○医療的ケア児支援センターにスキルの一元管理をしていくことも必要。

○当院の小児科に通院している方であれば、入院やレスパイトに個別に対応している事例はある。日中支援や訪問看護も充実してきている。日中は大丈夫でも夜間や宿泊となるとハードルは高くなると感じている。一つの病院だけでなく、医師会なども巻き込みながら検討していく必要がある。地域の声、行政に届いた声を病院にあげていく必要があると思う。

○15歳以上になると、重度訪問介護が使える。利用者が負担できるなら自費で看護師に来てもらうこともできるが、そうでないと訪問看護には対応してもらえなかったりする。県で研修などをやらないと看護師が定着しない。

⇒【自立支援協議会長】

- ・今すぐの解決は無理だが、医療側の情報もつかみながら継続検討ということで、好事例などもあげていただけるとありがたい。

#### ②相談支援事業の報酬体系について

##### 【主な意見等】

○共同というところの方針が、地域生活支援拠点を構成している事業所であるという条件

に加え、地域生活支援拠点に係る関係機関との連携体制の確保や地域自立支援協議会に参画する事業所であれば共同していいというように変わってきた。一人事業所などは、機能強化として共同を積極的に打ち出してはどうかということ由市町村にも伝えてもらいたい。

○社会福祉士、精神保健福祉士の活用について、そうした方たちが相談支援専門員になるかという、なり手がいないのが現状ではないかと思う。

実習受け入れについては、人材確保も含めて力を入れていく必要がある。1つの事業所で実習を受け入れるのは大変ということもあるので、ここも共同する。人材確保に関しては、もう一法人だけで何かできる時代ではない。国家資格を持つ人をどのように確保していくのかきちんと考える時期だと思う。

⇒【自立支援協議会長】

- ・介護福祉士養成の学校もなくなり、社会福祉士養成学部も少なくなっている。
- 職員を確保できるような手立て、受け皿をきちんと確保していくということが必要で、複数共同方針での対応も一つの方法である。

### (3) - 2 情報共有について

- ①医療機関における障がい児の発達検査について（早期に発達検査を受け、適切な療育へ）
  - ②支援学校に登校している障がい児について（保護者(母)の正雇用の選択肢が広がるよう早く登校しても始業時間までみて欲しい）
  - ③医療受診の拒否について（行動面で落ち着かない方の受診拒否）
  - ④地域生活支援拠点事業の利用について（住民票のない避難者の受け入れ）
- 事務局より資料に基づき説明し、その後質疑応答。

#### 【②の主な意見】

○支援学校に登校している障がい児について何とかしたいと思うが、教師も勤務時間がある。学校側ともよく話し合いをしていただきたい。

○地域支援事業として、ホームヘルプを利用した学校への送迎を認めている市町村もある。

#### 【③の主な意見】

○重度の知的障がいがあり行動面で落ち着かない方などは、病院に行くのも大変。訪問看護と仲良くなっていくのも一つではないか。できれば訪問診療をしてくれる医師と仲良くなれるといいと思う。オンライン診療も考えるといいのではないか。

○医師会と連携していくのが良いが、その人がどんな人なのかをまずは知ってもらう。そうした取り組みから始めてはどうか。

⇒【自立支援協議会長】

- ・病院も合理的配慮の対象となる。拒否することは禁じられる。医師にも啓発、発信しながら取り組んで欲しい。

◎その他

**【主な意見等】**

○福島でまた大きな地震が起こった時、前回の経験が生かされるのかと疑問。  
災害について、個別支援計画をつくるとなってもなかなか進まない。マニュアルはできていても担当課が違くと答えられないということもあるので、自立支援協議会に災害に関する部会を立ち上げてはどうか。